

## 預金商品の概要

令和6年12月10日現在

1. 商品名	・能登半島復興応援定期積金
2. 商品の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「能登半島復興応援定期積金」は、能登半島地震にかかる復興支援の一助として企画された商品です。</li> <li>・飯能信用金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金」の募集総額の0.25%に当たる金額を、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が被災地の地方公共団体へ寄附します。</li> <li>・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。</li> </ul>
3. 販売対象	・個人および法人の方
4. 期間	・5年(60回)
5. 募集契約額	・10億
6. 取扱期間	・令和6年12月10日(火)～令和7年6月30日(月)
7. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・1,000円単位</li> </ul>
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・契約時に定期積金通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。</li> <li>・給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・給付補てん金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。</li> </ul>
10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の給付補てん金には20%(国税15%、地方税5%)の税金(注)がかかります。(なお、マル優の利用はできません。)</li> <li>(注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・法人は総合課税となります。</li> </ul>
11. 手数料	—
12. 付加できる特約事項	・普通預金・当座預金からの自動振替による受入れができます。
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 …解約日における普通預金の利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 …約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)</li> </ul>
14. 金利情報の入手方法	・金利はホームページまたは窓口へご照会ください。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部、リスク管理統括部お客様相談担当(9時～17時、電話：042-972-8176)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：</p>

	<p>03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話：048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>16. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合は、約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の対象となります。</li> </ul> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>

飯能信用金庫